

第 2 回懇話会において出された質問に対する回答

1 公共関与処分場設置の理由

(1) 全国の状況

当県では、平成 29 年度に各都道府県にアンケート調査を実施し公共関与処分場を設置した主な理由について確認した。そのうち、公共関与処分場の設置がある 27 の自治体から、自由記述により回答（回答数 26 件）されたものを、事務局において整理したところ、以下のような結果になった。

	理由	自治体数
1	民間事業者では以下の対応が困難と判断 ①住民からの信頼獲得 ②用地の調整 ③処理困難な廃棄物の処理 など	10
2	自治体の廃棄物処理計画等への位置づけ	5
3	地元等からの設置要望	2
4	中小企業の産業廃棄物処理の補完	2
5	既存の公共関与処分場の埋立完了	2
6	将来の民間処分場の残余量の不足	2
7	近畿圏の内陸部で個々の自治体が最終処分場を確保することの困難性	1
8	将来にわたる安定した産業廃棄物の処理態勢の確保	1
9	自治体における最終処分場の不足	1

(2) まとめ

民間事業者による対応の困難さを理由にした自治体が最も多く 10 件あった。次に、自治体の廃棄物処理計画等の策定に合わせて公共の関与を明確にした自治体も 5 件あった。

当県においても、公共関与の最終処分場が必要と考える理由については、民間事業者による対応の困難性、産業廃棄物適正処理の推進、地元等からの設置要望としている。また、他自治体においては、特に民間事業者による対応の困難性を考慮した例が多かったことから、当県においても、公共関与が住民からの信頼獲得等の面で、特に重要なものとする。

2 公共施設等総合管理計画における公共関与処分場の位置づけ

(1) 公共施設等総合管理計画

平成26年4月、総務省から「公共施設等の総合的かつ計画的な管理」を進めるため都道府県及び市町村に対して本計画の策定が求められている。

【平成26年4月22日総財務第74号抜粋】

公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。

(2) 公共関与処分場の位置づけ

公共関与処分場を新たに整備する場合、自治体の直接運営であれば当該施設が本計画の対象となるが、現在のように財団法人による運営であれば本計画の対象外となると考える。

なお、公益財団法人及び一般財団法人（以下「財団法人」という。）や民間企業では、廃棄物処理法に基づき、埋立処分の終了から施設の廃止までの維持管理に必要な費用を維持管理積立金として積み立てることが求められており、必要な資金を確保して長期的な視点による管理が行われていくものと考えている。